一般共通事項

36. 他工事との取合い

	機械設備工事	電気設備工事	建築工事
鉄筋コンクリート部の貫通箇所及び開口部の補強	・	・	・
壁天井のボード切込み	・	・	・
コンクリート壁、床及び梁等における設備機器ダクト、配管等の箱入れ及び貫通スリーブ	・	・	・
機器類のコンクリート基礎　屋上設置のもの	・	・	・
屋外設置のもの	・	・	・
屋内設置のもの	・	・	・
アンカーボルト	・	・	・
オイルサービスタンク防油堤	・	・	・
外壁取付ガラリ	・	・	・
機器付属の制御盤及び操作盤以降の配線	・	・	・
別途盤類への渡り配線の接続	・	・	・
パッケージ空調機の連絡配線　（アース線共）	・	・	・
自動制御の電線管	・	・	・
自動制御の電線の配線	・	・	・
自動制御盤と自動制御機器との配線の接続	・	・	・
機器と付属の操作スイッチの渡りの配管	・	・	・
機器と付属の操作スイッチの渡りの配線	・	・	・
屋外雨水管	・	・	・
衛生・空調器具取付のための補強	・	・	・

37. 耐震措置

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説・令和３年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修2014年版）による。

建物の種別　・　特定の施設　・　一般の施設

地域係数　・　１.０　・　０.９

イ）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	２.０	１.５	１.５	１.０
	防振設置機器	２.０	２.０	２.０	１.５
	水槽類	２.０	１.５	１.５	１.０
中層階	機器	１.５	１.０	１.０	０.６
	防振設置機器	１.５	１.５	１.５	１.０
	水槽類	１.５	１.０	１.０	０.６
地階・１階	機器	１.０	０.６	０.６	０.４
	防振設置機器	１.０	１.０	１.０	０.６
	水槽類	１.５	１.０	１.０	０.６

重要機器　（　・　防災機器　・　火を使用する機器　・　タンク類　・　消火設備機器）

注１）上層階の定義は、次のとおりとする。

２～６階建の場合は最上階　１０～１２階建の場合は上層３階

７～９階建の場合は上層２階　１３階建以上　の場合は上層４階

ロ）設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

38. 溶接配管の検査

・　ガス配管　・　冷温水配管　・　冷却水配管

非破壊検査の適用　※無し　・有り（・放射線透過検査　・浸透探査検査又は磁粉探傷検査）　抜取率は標準仕様書による。

39. ステンレス鋼管接合方法

呼径７５Ｓｕ以上の継手は　・溶接接合　・ハウジング形継手　・　フランジ接合

40. 鋼管類の防蝕処置

排水用塩ビライニング鋼管の土中埋設部は防食処置を行なう。

㊶ 撤去工事

撤去する配管及びダクト等の保温材は配管、ダクト等より分離し、また支持金物・吊りボルト等は撤去する。

42. 石綿含有品

石綿含有分析調査　・　本工事　・　別途

アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は、関係法令に従い適切に処理を行なう。

43. 冷媒（フロン類）の回収

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は下記による。

ア）冷媒の回収に当たっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督員に次の書類を提出する。

※第一種フロン類回収業者登録通知書の写し・フロン類回収証明書

イ）家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の書類を提出する。

※特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

冷媒回収等の費用　（　・　本工事　・　別途　）

44. 廃油の回収

引渡し　※　不要　（廃油の回収等の費用　※　別途工事　・　本工事　）　・　要

45. 非破壊検査

放射線透過検査による埋設物の調査は（　※　別途　・　本工事　）とする。

46. あと施工アンカーの施工

１．アンカーの打設は、一般社団法人　日本建築あと施工アンカー協会（JCAA）の施工士有資格者とする。

２．施工については、鉄筋等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督職員に報告し、指示を受ける。また、穿孔後、切粉が残らないようブロア、ブラシ等で孔内を清掃する等、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）8章11節あと施工アンカー工事に基づき施工すること。

３．本工事に用いる接着系アンカーは、平成１３年国土交通省告示第１０２４号第１第１４号及　び第２第１３号の規定に基づき許容応力度及び材料強度に関する数値の指定を受けた製品とし、原則として回転・打撃式ガラス管タイプ有機系カプセルアンカーとする。

４．コンクリートドリル径は、アンカー径に適合したものとする。

47. 電気保安技術者

・配置する

48. 施工条件

施工時間帯　※指定なし　・指定あり（　　）

部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（　　）

その他

49. コンクリート工事

・普通コンクリートの設計基準強度、スランプは次による。

設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／ｍｍ2）	スランプ（ｃｍ）	適用箇所
21	15	設備機器基礎

呼び強度（調合管理強度）は、設計基準強度（Ｆｃ）に構造体強度補正値（Ｓ）を加えたものとする。

・圧縮強度試験は県内生コンクリート協同組合で実施する。

県内生コンクリート協同組合

東予技術センター（〒792-0825 新居浜市星原町11-31 Tel 0897-43-2111 Fax 0897-43-2115）

中予技術センター（〒790-0951 松山市天山町3-8-20　Tel 089-948-1555 Fax 089-948-1278）

南予技術センター（〒797-0045 西予市宇和町坂戸南321 Tel 0894-62-3100 Fax 0894-62-7076）

50. 屋内空気環境測定

１．測定対象室等

・一般　　箇所

・住宅等　　戸　　戸当たり　　室

・図示

２．測定対象化学物質

規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの　５物質（以下「測定対象化学物質」という。）とする。

３．測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第３条第１項に規定する評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号。以下「評価方法基準」という。）の第５の６－３の（３）に定める方法（アクティブ法）又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。

（１）測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から１．２ｍから１．５ｍの高さとする。

（２）測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。

（３）その後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（４）測定は（３）の状態のままで行う。

ア　パッシブ採取機器では、測定時間は２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時から午後３時までを測定時間帯の中央となるよう、午前１０時３０分から午後６時３０分までの時間帯とする。測定回数は、１回とする。

イ　品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）に定める標準的な方法の場合、採取は３０分以上継続して、同時又は継続して２回以上行うこと。また、午後２時から午後３時を測定時間帯の中央となるよう設定する。

注：（２）（３）（４）において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

（５）分析

品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）－ロ－２に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。

（６）測定後

完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものとともに材料選定資料を整理し、提出すること。

４　判定基準

次表ア欄の測定対象化学物質の濃度がイ欄の数値（以下「基準値」という。）以下であること。

ア	イ
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ
トルエン	０．０７ｐｐｍ
キシレン	０．０５ｐｐｍ
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ
スチレン	０．０５ｐｐｍ

５　基準値を超えた場合の措置

基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。